

第109号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。

第6条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改め、同条第1号中「第6条第6項」を「第9条第10項」に、「基本計画」を「認定基本計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定は、平成18年8月22日から適用する。